

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 所管事務の調査（報告）

(5) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

「次期 経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

資料 次期「経営改善及び連携・活用に関する方針案」

参考資料 次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の
策定について

令和4年2月9日

健康福祉局

次期「経営改善及び連携・活用に関する方針案」

(令和4(2022)年度～令和7(2025)年度)

法人(団体名)	公益財団法人川崎・横浜公害保健センター	所管課	健康福祉局保健所環境保健課
---------	---------------------	-----	---------------

経営改善及び連携・活用に関する方針

法人の概要

1 法人の事業概要

- ・公害健康被害被認定者の閉そく性呼吸器疾患に係る検査、検診に関すること
- ・被認定者の保健福祉に関すること
- ・被認定者の療養に係る資料の収集及び管理に関すること
- ・被認定者の応急医療に関すること
- ・広く市民に対する大気汚染等による呼吸器疾患に伴う健康被害の予防に関すること
- ・その他目的を達成するために必要な事業

2 法人の設立目的

川崎市長及び横浜市長が認定した公害健康被害被認定者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、川崎及び横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与することを目的としています。

3 法人のミッション

- ・川崎・横浜公害保健センターは、川崎・横浜両市の公害健康被害被認定者の健康の回復及び福祉の向上を図るとともに、広く川崎・横浜両市民の大気汚染に係る健康被害の予防に寄与する専門施設として設立されたものです。
- ・両市の公害健康被害被認定者の医学的検査を行うことにより認定審査の公平性を担保するとともに、被認定者に保健福祉事業を行い、更には広く市民に呼吸器疾患に係る予防事業を行うことにより、両市における環境保健事業の効果的推進に寄与しています。

本市施策における法人の役割

川崎・横浜公害保健センターは、公害健康被害に係る専門的施設として設立され、被認定者への医学的検査やリハビリテーション事業、また市民に対する呼吸器健康相談事業を実施することにより、被認定者の健康の回復及び福祉の向上と、広く市民への呼吸器疾患の予防を図っていることから、本市の環境保健事業を推進する役割を担っています。

法人の取組と関連する市の計画	市総合計画上関連する政策等	政策	施策
		政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる	施策1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり
	関連する市の分野別計画	—	

現状と課題

1 現状

- ・公害健康被害の新規認定が昭和63(1988)年3月の第1種指定地域の指定解除により既に終了し、被認定者も年々、減少しており、検査・検診事業が減収傾向にあると言えます。
- ・組織面では、令和元年度に正規職員が定年となり、在職している職員は、嘱託職員及びパート職員です。

2 課題

- ・被認定者数は減少傾向にあるものの、40～50代の被認定者が多数存在しており、公害保健センターが担う役割は今後も継続して必要とされています。
- ・また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第14条に基づく収支相償を勘案しつつ収支均衡に努め、保健福祉事業や健康被害予防事業を充実させることが求められます。
- ・組織面では今後、職員間の円滑なチームワークを向上させるとともに、緊急時の執行体制を構築し、安定した事業継続を図る必要があります。

取組の方向性

1 経営改善項目

今後は、収支相償を勘案しつつ収支均衡に努め、保健福祉事業や健康被害予防事業の委託事業の増加の検討と事業実施手法を含めた執行体制を確立するほか、少人数職員による効率的・安定的な事業運営を行い、各事業に参加した方々に満足いただけるような事業内容の充実を図ります。

2 連携・活用項目

- ・公害保健センターの主な設立目的は、公害健康被害被認定者の健康の回復及び福祉の向上と、市民への大気汚染による呼吸器疾患に伴う健康被害の予防となっています。
- ・特に、被認定者の医学的検査結果を基に判断する認定審査においては、公平性の確保が重要であるため、客観的事実に基づいたデータ収集に注目しながら検査を実施しています。
- ・また、呼吸機能訓練等の保健福祉事業の実施や、呼吸器健康相談等の健康被害予防事業の実施により、公害保健センターが本市の環境保健事業の一翼を担っていることから、今後も当法人と連携し、本市環境保健事業を推進していきます。

1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画

4カ年計画の目標

・公害健康被害被認定者の医学的検査を行うことで、本市における認定審査の公平性を担保するとともに、被認定者に保健福祉事業を実施し健康の回復と福祉の向上に寄与すること、また、広く市民に対して呼吸器疾患に伴う予防事業等を行うことにより、環境保健事業の効果的な推進に寄与することを目標としています。特に、被認定者の医学的検査、認定更新や障害程度の見直し等については、専門性が高く、長年にわたる医学的データが蓄積されていることから、被認定者の専門施設として当法人を今後も活用していくことが効果的です。

・今後、被認定者が減少していく中で、検査・検診事業が減収傾向となる一方、相対的な固定費の割合の増加が見込まれることから、呼吸機能訓練等の保健福祉事業や呼吸器健康相談等の健康被害予防事業に注力する必要があります。

・委託事業等の事業実施手法を含めた執行体制の確立とチームワークの向上により安定した事業運営を行い、各事業に参加した方々に満足いただけるような事業内容の充実を図ります。

本市施策推進に向けた事業計画

取組No.	事業名	指標	現状値	目標値					単位
			令和2 (2020)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		
①	検査・検診事業	受診率	57	88	88	88	88	%	
		事業別の行政サービスコスト 本市財政支出 (直接事業費)	12,484 (19,883)	16,453 (26,204)	12,484 (19,883)	12,484 (19,883)	16,453 (26,204)	千円	
②	保健福祉事業	呼吸機能訓練教室参加者数	88	180	212	212	212	人	
		「満足」と回答した者の率	94	92	93	94	95	%	
		事業別の行政サービスコスト 本市財政支出 (直接事業費)	3,674 (3,674)	4,900 (4,900)	4,900 (4,900)	4,900 (4,900)	4,900 (4,900)	千円	
③	健康被害予防事業	呼吸器健康相談参加者数	23	54	54	54	54	人	
		「満足」と回答した者の率	100	96	96	96	96	%	
		事業別の行政サービスコスト 本市財政支出 (直接事業費)	3,426 (3,663)	5,400 (5,400)	5,400 (5,400)	5,400 (5,400)	5,400 (5,400)	千円	

経営健全化に向けた事業計画

取組No.	項目名	指標	現状値	目標値					単位
			令和2 (2020)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		
①	効率性の高い業務運営・改善	経常収支比率	90.2	88.7	87.9	87.3	88.5	%	
		正味財産の額	156,513	137,766	128,310	118,406	109,367	千円	

業務・組織に関する計画

取組No.	項目名	指標	現状値	目標値					単位
			令和2 (2020)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度		
①	効率的・効果的な組織運営	研修会参加後のフィードバック件数	—	6	6	6	6	件	

2. 本市施策推進に向けた事業計画①

事業名		検査・検診事業						
現状		川崎・横浜両市の公害健康被害被認定者を対象とし、1年ごとに行う障害程度の見直しと、3年ごとの認定更新の審査に必要な検査・検診をセンターで行い、必要なデータを両市に提供しています。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、検査・検診事業の実施予定回数65回のうち、17回が中止となり、受診率が57%と大幅に減少しました。						
行動計画		<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初の被認定者数について、受診率を指標として医学的検査の受診者数を確保します。 ・認定更新期限が満了する3か月前に、被認定者に認定更新案内を通知することにより、周知を行います。 ・認定更新のサイクルによる年度ごとの受診者や、高齢化に伴う参加者の減少傾向等を見込み、被認定者が、どの程度センターの医学的検査受診するのかを把握するため、各年度の受診率を推計します。 						
スケジュール		現状値	目標値				単位	
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	受診率	57	88	88	88	88	%
	説明	公害健康被害補償法に基づく障害程度の見直し及び認定更新に伴う医学的検査の受診者数÷年度当初の被認定者数(川崎市分)						
	2	事業別の行政サービスコスト	12,484 (19,883)	16,453 (26,204)	12,484 (19,883)	12,484 (19,883)	16,453 (26,204)	千円
	説明	本市財政支出(直接事業費)						

本市施策推進に向けた事業計画②

事業名		保健福祉事業						
現状		公害健康被害被認定者の損なわれた健康の回復、保持増進と福祉の向上を目的として実施する事業であり、公害保健センターに本市が委託し、各分野の専門家による日常生活における療養の方法、呼吸指導等の訓練等、毎月1回の呼吸機能訓練教室を開催しています。また、被認定者全員に案内通知を発送し参加を募るとともに、参加者に対しては年度末にアンケート調査を行っています。						
行動計画		<ul style="list-style-type: none"> ・参加者数確保のため、被認定者への個別通知やチラシ配布等、広報の充実を図ります。 ・アンケート回答の「満足」との回答率を指標とし、内容の充実を図ります。 						
スケジュール		現状値	目標値				単位	
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	呼吸機能訓練教室参加者数	88	180	212	212	212	人
	説明	年間の総参加者数						
	2	「満足」と回答した者の率	94	92	93	94	95	%
	説明	教室終了後にアンケートを実施						
	3	事業別の行政サービスコスト	3,674 (3,674)	4,900 (4,900)	4,900 (4,900)	4,900 (4,900)	4,900 (4,900)	千円
	説明	本市財政支出(直接事業費)						

本市施策推進に向けた事業計画③

事業名		健康被害予防事業						
現状		呼吸器疾患の予防に寄与する事業を行うことにより、広く市民の健康の確保を図ることを目的として、呼吸器健康相談を実施しています。						
行動計画		<ul style="list-style-type: none"> 参加者確保のため、現状の広報手段である市政だより等での啓発を活用していきます。 アンケート回答の「満足」との回答率を指標とし、内容の充実を図ります。 						
スケジュール		現状値	目標値				単位	
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	呼吸器健康相談参加者数	23	54	54	54	54	人
	説明	年間の総参加者数(ただし、イベント等への出張相談による分は除く)						
	2	「満足」と回答した者の率	100	96	96	96	96	%
	説明	健康相談実施後にアンケートを実施						
	3	事業別の行政サービスコスト	3,426 (3,663)	5,400 (5,400)	5,400 (5,400)	5,400 (5,400)	5,400 (5,400)	千円
	説明	本市財政支出(直接事業費)						

3. 経営健全化に向けた事業計画①

項目名		効率性の高い業務運営・改善						
現状		<ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人の本質により、各事業の黒字化を抑制する収支相償が求められるため、経常収支比率や正味財産の額の推移に留意することにより、効率的かつバランスの取れた事業運営を行ってきたところですが、平成30年度末でアレルギー相談血液抗体検査事業が終了となったことや新型コロナウイルス感染症の影響による収益減により、令和元年度・2年度と経常収支比率は、平成30年度までの比率と比べ、遞減傾向にあります。 各事業の収支バランスを令和元年度のまま継続した場合の経常収支比率は85～86%程度での推移となり、正味財産の額は、毎年1,100万円前後の減少となる見込みであることから、その改善や抑制が必要です。 						
行動計画		<ul style="list-style-type: none"> 経常収支比率や正味財産の額の推移を指標として、組織運営上、各事業を効率的に運営し、収支バランスに留意していきます。 具体的には、事業手法の見直しを行いつつ、事業収支の効率性を考慮した事業運営を行うことにより、経常収支比率は87～89%程度、正味財産の額は毎年900～1,000万円弱の遞減に留められるよう改善を図っていくものとします。 						
スケジュール		現状値	目標値				単位	
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	経常収支比率	90.2	88.7	87.9	87.3	88.5	%
	説明	該当年度ごとに経常収支比率(経常収益÷経常費用)を指標とする。						
	2	正味財産の額	156,513	137,766	128,310	118,406	109,367	千円
	説明	正味財産の額の推移(指定正味財産＋一般正味財産)を指標とする。						

4. 業務・組織に関する計画①

項目名		効率的・効果的な組織運営						
現状		<ul style="list-style-type: none"> ・効率的・効果的な事業の実施ための組織体制の強化には、職員のスキルアップが必要不可欠です。 ・研修に参加して終わりではなく、それを組織内でフィードバックする機会を確保する必要があります。 						
行動計画		<ul style="list-style-type: none"> ・より効果的な事業実施体制を構築するため、内外の研修に参加し、個々のスキルアップを図ります。 ・また、研修して学んだ知識などは、組織内で繰り返し更新や復習を行います。 						
スケジュール		現状値	目標値					単位
		R2年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
指標	1	研修会参加後のフィードバック件数	—	6	6	6	6	件
	説明	研修会参加後に組織内で実施した振り返り研修の件数						

(参考)本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画に設定する指標一覧

本市施策推進に向けた事業計画

指標	指標の考え方	現状値	目標値	単位	目標値の考え方
		令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度		
検査・検診事業					
1	算出方法	57	88	%	認定更新のサイクルや高齢化による認定患者数が減少している傾向を踏まえながらも、一定の受診率とします。認定更新期限が満了する3か月前に、被認定者に認定更新案内を通知するなどの取組を通じて、平成29年度から令和元年度の平均値を目標値とします。 (参考:H29 87% H30 87% R1 91%)
	受診率				
2	算出方法	12,484 (19,883)	16,453 (26,204)	千円	3年に一度の更新者の多い令和4年度及び令和7年度は令和元年度の実績値を、令和5年度及び令和6年度は令和2年度の実績値をそれぞれ目標値とします。 (参考:H29 13,965千円 H30 12,241千円 R1 16,453千円)
	事業別の行政サービスコスト				
保健福祉事業					
1	算出方法	88	212	人	令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響が残るものと考え180人、令和5年度から令和7年度は平成29年度から令和元年度の平均値を目標値とします。 (参考:H29 196人 H30 234人 R1 208人)
	呼吸機能訓練教室参加者数				
2	算出方法	94	95	%	平成29年度から令和2年度までの実績平均を踏まえ、さらなる内容の充実や講師選定等の検討を行い、令和4年度から毎年1%の回答率増加を目標値とします。 (参考:H29 91% H30 90% R1 89%)
	「満足」と回答した者の率				
3	算出方法	3,674 (3,674)	4,900 (4,900)	千円	新型コロナウイルス感染症予防対策と事業手法の見直しを行いながら、効果的な運用と適正な経費で事業を実施することにより、平成29年度から令和元年度の平均値を目標値とします。 (参考:H29 4,862千円 H30 5,234千円 R1 4,631千円)
	事業別の行政サービスコスト				

健康被害予防事業							
1	算出方法	呼吸器健康相談参加者数 年間の総参加者数(ただし、イベント等への出張相談による分は除く)	参加者数を把握することで当事業の必要性や有効性等を測る指標として設定。今後の当事業の参加者の推移・状況の把握を通じて、安定的・継続的に事業を行っているか、その取組の成果を測るものです。	23	54	人	コロナ禍でのイベント開催が今後も不透明であるため、出張開催での参加者数を除きます。1回あたりの参加者数を3人、18回開催により、年間54人を目標値とします。(参考:H29 45人 H30 53人 R1 51人)
	算出方法	「満足」と回答した者の率 健康相談実施後にアンケートを実施	「満足」と回答した者の回答率を算出することで、当事業の必要性や有効性等を測る指標として設定。今後の当事業の満足度の推移・状況の把握を通じて、安定的・継続的に事業を行っているか、その取組の成果を測るものです。	100	96	%	平成29年度から令和2年度までの実績を踏まえ、満足度が高い事業であるため、今後も相談体制の充実等を検討しながら、平成29年度から令和元年度の平均値を目標値とします。(参考:H29 98% H30 96% R1 96%)
3	算出方法	事業別の行政サービスコスト 本市財政支出(直接事業費)	自立性の向上を図るための指標として設定。新型コロナウイルス感染症予防対策を講じるなど事業手法を検討しながら、事業の効果的な運用に努めることにより、市の財政支出の依存度合いを分析し、その取組の成果を測るものです。	3,426 (3,663)	5,400 (5,400)	千円	新型コロナウイルス感染症予防対策と事業手法の見直しを行いながら、効果的な運用と適正な経費で事業を実施することにより、呼吸器健康相談1回あたり300千円、実施回数18回をサービスコスト(5,400千円)の目標値とします。(参考:H29 10,624千円 H30 9,987千円 R1 4,623千円)
経営健全化に向けた事業計画							
指標		指標の考え方		現状値	目標値	単位	目標値の考え方
				令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度		
効率性の高い業務運営・改善							
1	算出方法	経常収支比率 該当年度ごとに経常収支比率(経常収益÷経常費用)を指標とする。	収益性の改善を図るための指標として設定。日々の事業活動によって費やした経常費用に対し、得られる経常収益の割合の把握を通じて、事業手法の見直しを行いながら、安定的・継続的に事業を行っているか、その取組の成果を測るものです。	90.2	88.5	%	経常費用に多額の減価償却費が含まれるため、経常収支比率は今後も通減する見込みですが、事業手法の見直しを行いつつ、事業収支の効率性を考慮した事業運営を行うことにより、経常収支比率87～89%の通減に留める目標値とします。(参考:H29 92.6% H30 92.7% R1 86.2%)
	算出方法	正味財産の額 正味財産の額の推移(指定正味財産+一般正味財産)を指標とする。	財務の安全性の維持・向上を図るための指標として設定。正味財産額の推移・状況の把握を通じて、事業手法の見直しを行いながら、今後の事業活動を安定的・継続的に進めていく財務基盤に懸念がないか、その取組の成果を測るものです。	156,513	109,367	千円	主に建物の減価償却により、毎年、正味財産の額の通減が見込まれますが、事業手法の見直しを行いつつ、事業収支の効率性を考慮した事業運営を行うことにより、毎年約9,000～10,000千円弱の通減に留める目標値とします。(参考:H29 189,466千円 H30 176,813千円 R1 168,684千円)
業務・組織に関する計画							
指標		指標の考え方		現状値	目標値	単位	目標値の考え方
				令和2 (2020)年度	令和7 (2025)年度		
効率的・効果的な組織運営							
1	算出方法	研修会参加後のフィードバック件数 研修会参加後に組織内で実施した振り返り研修の件数	組織体制の強化を図るための指標として設定。効率的・効果的な組織運営には、職員のスキルアップが必要不可欠であるため、内外の研修に参加するだけでなく、研修して学んだ知識などは、組織内で繰り返し更新や復習を実施した回数を把握し、その取組の成果を測るものです。	—	6	件	研修参加による職員のスキルアップ、さらに研修参加職員から他の職員へフィードバックすることにより、効率的・効果的な組織運営を推進するため、研修参加後のフィードバック件数を目標値とします。(参考:H29 0回 H30 0回 R1 0回)

5. 財務見直し

収支及び財産の状況(単位:千円)		現状		見込み					
		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度		
正味財産増減計算書	(一般正味財産増減の部)								
	経常収益	56,154	64,277	65,267	64,660	64,231	65,096		
	経常費用(事業費)	35,782	42,793	42,793	42,793	42,793	42,793		
	経常費用(管理費)	26,504	30,797	30,797	30,797	30,797	30,797		
	うち減価償却費	15,342	15,355	15,355	15,355	15,355	15,355		
	当期経常増減額	△6,133	△9,313	△8,323	△8,930	△9,359	△8,494		
	経常外収益								
	経常外費用								
	税引前当期一般正味財産増減額	△6,133	△9,313	△8,323	△8,930	△9,359	△8,494		
	当期一般正味財産増減額	△6,133	△9,313	△8,323	△8,930	△9,359	△8,494		
(指定正味財産増減の部)									
当期指定正味財産増減額	△6,039	△545	△545	△545	△545	△545			
正味財産期末残高	156,513	146,654	137,786	128,310	118,406	109,367			
貸借対照表	総資産	162,942	153,084	144,216	134,740	124,836	115,797		
	流動資産	6,430	11,122	16,804	21,878	26,524	32,035		
	固定資産	156,513	141,962	127,412	112,862	98,312	83,762		
	総負債	6,430	6,430	6,430	6,430	6,430	6,430		
	流動負債	6,430	6,430	6,430	6,430	6,430	6,430		
	固定負債								
	正味財産	156,513	146,654	137,786	128,310	118,406	109,367		
	指定正味財産	87,187	86,641	86,096	85,550	85,005	84,460		
	一般正味財産	69,326	60,013	51,690	42,760	33,401	24,907		
	一般正味財産								
主たる勘定科目の状況(単位:千円)		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度		
経常収益	事業収益	10,039	18,469	19,459	18,852	18,423	19,288		
経常費用	人件費(事業費+管理費)	28,866	33,851	33,851	33,851	33,851	33,851		
総資産	特定資産(積立金等のみ)	11,741	12,546	13,351	14,156	14,961	15,766		
総負債	有利子負債(借入金+社債等)								
本市の財政支出等(単位:千円)		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度		
補助金		24,085	25,586	25,586	25,586	25,586	25,586		
負担金									
委託料		9,510	16,564	16,564	16,564	16,564	16,564		
指定管理料									
貸付金(年度末残高)									
損失補償・債務保証付債務(年度末残高)									
出捐金(年度末状況)		6,660	6,660	6,660	6,660	6,660	6,660		
(市出捐率)		66.6%	66.6%	66.6%	66.6%	66.6%	66.6%		
財務に関する指標		令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度		
流動比率(流動資産/流動負債)		100.0%	173.0%	261.3%	340.3%	412.5%	498.2%		
有利子負債比率(有利子負債/正味財産)									
経常収支比率(経常収益/経常費用)		90.2%	87.3%	88.7%	87.9%	87.3%	88.5%		
正味財産比率(正味財産/総資産)		96.1%	95.8%	95.5%	95.2%	94.8%	94.4%		
経常費用に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常費用		53.9%	57.3%	57.3%	57.3%	57.3%	57.3%		
経常収益に占める市財政支出割合 (補助金+負担金+委託料+指定管理料)/経常収益		59.8%	65.6%	64.6%	65.2%	65.6%	64.8%		
法人コメント		現状認識				今後の見直し		本市コメント	
現状認識		今後の見直し				今後の見直しに対する認識		今後の見直しに対する認識	
平成30(2018)年度末でアレルギー相談血液抗体検査事業、令和2(2020)年度でぜん息児水泳教室事前検診事業がそれぞれ終了となり事業規模が縮小しました。また、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、人数を縮小した事業継続や肺機能検査の中止など現在の事業に大きな影響がありました。従って、フロー面では令和元(2019)年度の数値を軸とし、ストック面では固定資産について減価償却費の減少額に加え、主たる勘定科目の特定資産の増加額を反映するなどし推計しました。		令和3(2021)年度以降も、被認定者の医学的検査を行うことで、公害健康被害の専門施設として、認定審査を行います。なお、三年ごとに被認定患者の更新が集中しており、当該年度は経常収益が変動します。また、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で保健福祉事業を実施し、健康の回復と福祉の向上に寄与すること、さらに、広く市民に対する呼吸器疾患に係る予防事業を継続して実施していきます。今後も公益法人の収支相償を勘案しつつ、新型コロナウイルス感染症対策を講じるなど事業手法の見直しを行うこと、さらに保健福祉事業と健康被害予防事業の充実を検討するなど、センターの効果的な運営を推進していくために、各事業に参加した方々に満足いただけるような事業内容の充実を図る取組についても推進してまいります。				川崎市の公害健康被害被認定者は減少傾向にありますが、被認定者の医学的検査を行うことで、公害健康被害の専門施設として、本市における認定審査の公平性が担保されることを引き続き期待します。また、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた上で保健福祉事業を実施し、健康の回復と福祉の向上に寄与すること、さらに、広く市民に対する呼吸器疾患に係る予防事業の継続実施等、本市環境保健事業の効果的な推進に寄与することを引き続き求めます。今後は収支均衡を図るとともに、センターの効果的な運営を推進していくために、新型コロナウイルス感染症対策を講じるなど事業手法の見直しを行うこと、さらに保健福祉事業と健康被害予防事業の充実を検討するなど、各事業に参加した方々に満足いただけるような事業内容の充実を図る取組についても進められることを期待します。			

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(1) 出資法人改革の経緯

本市では、平成14（2002）年度の第1次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し、出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきた。

その一方で近年、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国からの通知（詳細は次頁参照）において、効率化・経営健全化と活用の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきていることから、平成16（2004）年度に策定した「出資法人の経営改善指針」について、平成30（2018）年度に「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」と改め、これまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」と併せて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくこととした。

【出資法人の統廃合等】

- ・ 出資率25%以上の法人数 38法人（H14（2002）年度）⇒ 21法人（R3（2021）年度） ※神奈川県住宅供給公社を除く

【財政的関与の見直し】

- ・ 出資率25%以上の法人への補助金 5,933百万（H14（2002）年度決算）⇒ 1,068百万（H29（2017）年度）⇒ 1,391百万（R2（2020）年度決算）

【派遣職員の引上げから再開】

- ・ 出資率25%以上の法人への職員派遣 218人（H14（2002）年度）⇒ 0人（H26（2014）年度）⇒ 2人（R3（2021）年度）

【市退職職員の再就職規制等の見直し】（令和元（2019）年度以降）

- ・ 離職時に課長級以上の職員で、一定の権限を有する者についても、選考委員会による客観的・専門的な審議を十分に行うこと等を条件として、その権限等に関連する企業等からの求人に対して、人材情報を提供し、再就職することを可能とする。
- ・ 出資法人の「効率化・経営健全化」と「連携・活用」の両立を図っていくため、マネジメントの強化が求められており、その役職や責任に見合った報酬（限度額 年額500万⇒700万）の支給を可能とし、役員業績評価の導入を推進。

【経営目標の設定・評価・公表プロセスの見直し】

- ・ 平成29（2017）年度までの法人主体による「経営改善計画」の策定・評価・公表プロセスから、平成30（2018）年度以降、市が主体となった「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定・評価・公表プロセスに見直し。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(2) 出資法人を取り巻く状況（H26.8.5 総務省自治財政局_第三セクター等の経営健全化等に関する指針等の概況）

- ・総務省が平成21（2009）年度から取り組んできた第三セクター等の抜本的改革の全国的な推進は当初の予定どおり平成25(2013)年度末で終了。
- ・平成26（2014）年度以降、地方公共団体は第三セクター等に対して徹底した効率化と経営健全化を始めとした適切な関与を行うことが必要。
- ・人口減少・少子高齢化等、現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門への民間の資金・ノウハウの導入が可能であり、地方公共団体の区域を超えた活用が機動的、弾力的に可能などの長所を持つ第三セクター等を適切に活用し、効率化・経営健全化と地域の元気創造の両立を図ることも重要。

■留意点1 経営状況等の把握、評価

- ・地方公共団体は、第三セクター等の経営状況や資産債務の状況、財政的リスク等について、適切に把握した上で、継続的に評価を行うことが必要
- ・第三セクター等の経営状況等について把握、評価を行った結果、経営悪化等が判明した場合には、速やかに経営健全化に取り組むことが必要

■留意点3 経営責任の明確化と徹底した効率化等

- ・第三セクター等は独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、その経営責任は経営者に帰する。
- ・役職員の選任について、人材を広く求め、民間の経営ノウハウ等の知見を有する者が積極的に登用されるよう努める。
- ・役職員の数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、徹底した効率化について不断の取組を進めることが必要

■留意点2 議会への説明と住民への情報公開

- ・地方公共団体は、議会・住民に対して、第三セクター等の財務書類等を報告・公表することに加え、その経営諸指標、地方公共団体が行っている財政的支援とそれに伴う財政的リスク、現在の経営状況に至った理由、将来の見通し等について、分かりやすい説明を行い、理解を得ることが必要

■留意点4 公的支援（財政支援）の考え方

- ・第三セクター等の経営は自助努力により行われるべきであるが、その収入を持って充てることが適当でない又は能率的な経営を行ってもなおその収入のみをもって充てることが困難な経費について、公的支援を行う。
- ・公的支援を行う場合でも、将来的に負担が生じる可能性を有する損失補償は行うべきではない。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(3) 方針策定の趣旨

■「川崎市行財政改革第3期プログラム」上の位置づけ

出資法人の経営改善及び連携・活用については、行財政改革第3期プログラム上、改革の取組の一つとして、次のとおり方向性を示しており、その中で「各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うこと」を明確化している。

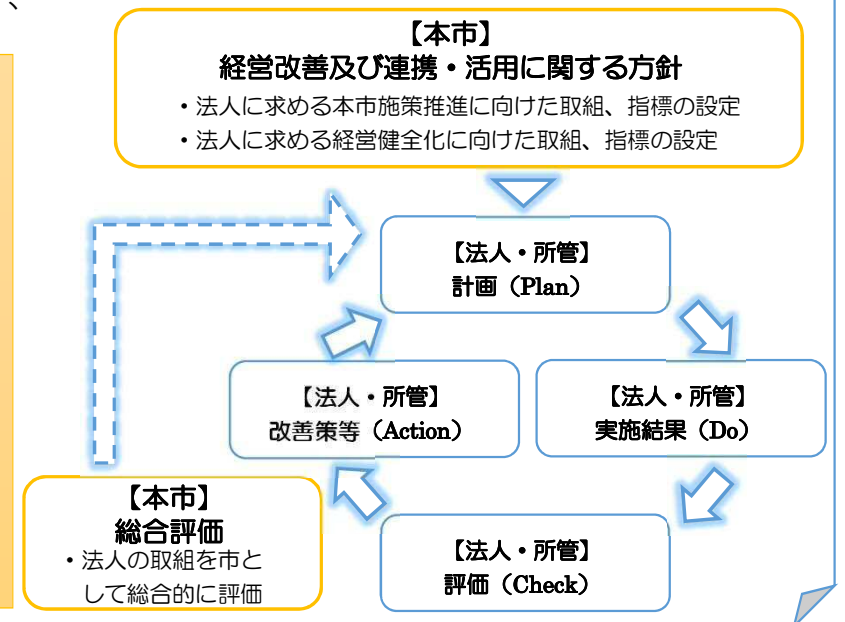
- ・社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、引き続き、出資法人の役割を確認していくとともに、その設立目的やミッション等を振り返りつつ、出資法人の効率化や経営健全化と連携・活用との両立に取り組む。
- ・各出資法人の経営目標の設定・評価・公表プロセスをより適切に行うことにより、市民サービスの向上や効率的・効果的な事業運営の実現を図る。

■「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」における考え方

これまでの出資法人改革の経緯、取り巻く状況の変化を受け、上記指針の中で、経営改善及び連携・活用の方法について、次のとおり規定している。

- ・本市は、各法人について「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下方針）を策定し、その運用を通じて事業の適切な方向付け・誘導を行うとともに、法人の財務状況等にも留意しながら、経営健全化に向けた法人の主体的な取組を促す。
- ・その策定に当たっては、法人の経営の方向性が本市の施策推進に寄与するものとなるよう、本市の施策における法人の役割等を改めて明確にする。その上で、法人に求める本市施策推進に向けた取組や経営健全化に向けた取組、法人が本市から期待される役割を適切に果たしているかどうかを測る指標等を法人と十分調整し、本市が主体となって設定する。
- ・毎年度、方針に沿った法人の計画（Plan）の取組状況（Do）を本市及び各法人が点検・評価（Check）するとともに、改善等に向けた今後の取組の方向性等（Action）を示し、本市と法人が連携して、事業の有効性及び効率性の向上や経営健全化に向けた取組等の推進を図る。

【PDCAサイクル】



次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

1 方針策定の趣旨

(参考資料) 対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法人名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送(株)
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民生活部多文化共生推進課	(公財)川崎市国際交流協会
4		コミュニティ推進部市民活動推進課	(公財)かわさき市民活動センター
5		市民文化振興室	(公財)川崎市文化財団
6		市民スポーツ室	(公財)川崎市スポーツ協会
7	経済労働局	産業振興部金融課	川崎市信用保証協会
8		産業振興部商業振興課	川崎アゼリア(株)
9		産業政策部企画課	(公財)川崎市産業振興財団
10		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵(株)
11	健康福祉局	保健所環境保健課	(公財)川崎・横浜公害保健センター
12		長寿社会部高齢者在宅サービス課	(公財)川崎市シルバー人材センター
13		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	(公財)川崎市身体障害者協会
14	こども未来局	こども支援部こども家庭課	(一財)川崎市母子寡婦福祉協議会
15	まちづくり局	総務部庶務課	(一財)川崎市まちづくり公社
16		総務部庶務課	みぞのくち新都市(株)
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18	建設緑政局	緑政部みどりの管理課	(公財)川崎市公園緑地協会
19	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭(株)
20		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ(株)
21	消防局	予防部予防課	(公財)川崎市消防防災指導公社
22	教育委員会	学校教育部健康給食推進室	(公財)川崎市学校給食会
23		生涯学習部生涯学習推進課	(公財)川崎市生涯学習財団

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(1) 現行方針の構成

- ・ 現行の方針については、最初の2頁で方針全体の内容を簡潔に把握できるようにしている。
- ・ 1頁目で法人の概要と本市施策における役割、関連する市の計画、現状と課題、取組の方向性を示しており、2頁目で本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画として「本市施策推進に向けた事業計画」「経営健全化に向けた事業計画」「業務・組織に関わる計画」ごとに取り組みべき事業・項目とその指標、4カ年の目標を概括できるようにしている。
- ・ 3頁目以降では、当該取り組みべき事業・項目ごとに、その現状と行動計画、指標とその説明、当該指標の現状値と目標値を確認できるようにしている。
- ・ 方針の最終頁では、各法人の経常収支、投資収支、財務収支に係る4カ年の資金計画を確認できるようにしている。

《現行方針の様式イメージ》

経営改善及び連携・活用に関する方針 (平成30(2018)年度～平成33(2021)年度)				2. 本市施策推進に向けた事業計画①							資金計画表 [平成30年度～令和3年度]											
法人名(団体名)	所管課	1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する計画 4カ年計画の目標		本市施策推進に向けた事業計画①							本市施策推進に向けた事業計画②											
経営改善及び連携・活用に関する方針		本市施策における法人の役割		経営健全化に向けた事業計画							業務・組織に関わる計画						資金計画表					
法人の概要		本市施策における法人の役割		経営健全化に向けた事業計画							業務・組織に関わる計画						資金計画表					
法人の概要		本市施策における法人の役割		経営健全化に向けた事業計画							業務・組織に関わる計画						資金計画表					
(1) 法人の事業概要 (2) 法人の設立目的 (3) 法人のミッション		市総合計画と連携する計画等 基本政策 施策		取組No. 事業名 指標 現状値 目標値 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 単位							取組No. 項目名 指標 現状値 目標値 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 単位						法人名 (単位:千円) 決算 予算 計画 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度					
法人の取組と関連する計画 分野別計画		現状と課題		取組No. 項目名 指標 現状値 目標値 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 単位							取組No. 項目名 指標 現状値 目標値 平成29年度 平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 単位						経常収支 収入 事業収入 営業債権増加高 補助金収入 委託費収入 寄付金収入 雑収入 その他収入 ... 経常収入合計 支出 事業費 管理費 減価償却費(△) 貸倒引当金繰入(△) 退職給付引当金繰入(△) 営業債権増加高(△) 法人税等支払 ... 経常支出合計 経常収支 投資収支 固定資産取得支出 固定資産売却収入 ... 投資等収支 財務収支 借入れによる収入 借入金償還による支出 利息/配当金の支払 財務収支 現金預金増加高 期首現金預金 期末現金預金					
取組の方向性 (1) 経営改善項目 (2) 本市における法人との連携・活用																						

1頁

2頁

3頁～

最終頁

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(2) 現行の取組評価から見えてきた課題

現行の方針について、平成30（2018）年度～令和2（2020）年度と取組評価を行ってきた中で、次期方針策定に向けて、社会状況の変化や本市施策の進展、記載内容の妥当性等、次のとおり課題となる事項が想定される場所である。

■課題1 現行の方針策定時からの本市施策における法人の役割の変遷

- ・ 現行の方針を策定した平成30（2018）年8月から、社会状況の変化や本市施策の進展がある中、各法人に求められる役割についても変遷がないか確認が必要である。
- ・ 特に、令和2（2020）年3月に策定した民間活用（川崎版PPP）推進方針に基づく一層の民間活用の推進や関連施策における市と出資法人の役割分担の見直し、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた法人事業のあり方の見直し等の検討が必要である。

■課題2 各取組事業・項目の次期方針策定における妥当性

- ・ 「本市施策推進に向けた取組事業」については、法人が行う事業（次期取組期間において行うことが明確な指定管理事業を含む）を網羅しているか、各事業の規模が独立して目標管理するのに相応しいものとなっているか等の確認が必要である。
- ・ 「経営健全化に向けた取組項目」については、各法人の経営状況や資産債務の状況、本市の財政支出等を踏まえた包括的な内容となっているか等の確認が必要である。
- ・ 「業務・組織に関する取組項目」については、コンプライアンスの遵守等目標管理に馴染まないものではなく、「経営改善及び連携・活用に関する指針」に基づき、効率的・効果的な事業実施や運営体制の構築・強化など、各出資法人の取組として優先して行う内容となっているか等の確認が必要である。

■課題3 各取組事業等の指標及び目標値の次期方針策定における妥当性

- ・ 各取組事業等の指標については、現行の方針では、アウトカムとアウトプット指標があり、経営健全化指標についても率と額の指標に偏りがあるなど、当該事業等の結果や成果を評価するものとして、より目的に合致したものとなっているか等の確認が必要である。
- ・ また、インプット指標である事業別の行政サービスコストについても、より実態に即した捉え方の検討が必要である。
- ・ 各指標の目標値の設定については、新型コロナウイルス感染症の影響も想定されるため、経年での現状把握を行い、各取組事業等の実施により、発現を目指す結果や成果について、合理性と実現性を考慮したものとなっているか等の確認が必要である。

■課題4 次期方針策定における将来の経営状況等の見通しの把握方法

- ・ 現行の方針策定時に作成した「資金計画表」と取組評価時に作成する「法人情報シート」の財務状況の関連性を整理（後掲・参考資料1参照）するとともに、その財務指標等から「経営健全化に向けた取組項目」を設定する仕組みとする必要がある。

■課題5 次期方針の取組期間中における目標変更の取扱いの明確化

- ・ 次期方針の取組期間中に、想定外の社会状況の変化や本市施策の進展があった場合、実施する指定管理事業の管理者や実施内容に大幅な変更があった場合等で各取組事業等の適切な方向付けが困難な場合には、目標変更を要することを明確化する必要がある。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(3) 上記課題を踏まえた対応の方針

平成30(2018)年度～令和2(2020)年度 of 取組評価等を通じて、(2) のとおり見えてきた課題について、次のとおり方針を整理し、次期方針策定において、対応していくものとする。

■方針1 川崎市総合計画 第3期実施計画等の策定と連動した本市施策における法人の役割の確認

- 本市施策における法人の役割の確認にあたっては、法人の設立目的やミッション、存続意義等を踏まえつつ、市総合計画上の関連する政策・施策の方向性はもとより、関連する分野別計画の内容等も考慮した上で、行うものとする。
- 法人自ら施策上の位置づけや経営面、業務・組織等の現状を明らかにするとともに、課題を抽出し、その課題に対する今後4年間の取組の方向性と具体的な取組・目標を明確化するものとする。

■方針2 各取組事業の網羅性の確認や取組項目への経営状況、業務・組織に関する優先的取組の反映

- 本市施策推進に向けた取組事業の網羅性については、出資法人の現況との照合のほか、次期取組期間において行うことが明確な指定管理事業等が包含されているか、確認を行うとともに、各事業の規模を踏まえた整理・統合も検討するものとする。
- 経営健全化に向けた取組項目については、各法人の収益性・安全性・自立性を表す財務指標等を参考に、法人の種別や財務構造なども踏まえ、各法人の経営状況等の将来見通しを考慮の上、より包括的な内容となるようにする。
- 業務・組織に関する取組項目については、「経営改善及び連携・活用に関する指針」等に基づき、昨今の社会情勢の変化等に応じた事業見直しや将来の法人運営のための人材育成等、各法人の取組として優先して行う項目を設定(後掲・参考資料2参照)する。

■方針3 各取組事業等の指標の合目的性及び目標値の合理性・実現性の確認

- 各取組事業等の指標については、現行の指標の他に総量と差分といったような視点も加え想定しうる指標との比較検討を行い、より目的に合致したものとなるようにするとともに、経営健全化指標については、効率性と規模感を把握する観点から、率と額の両面から捉えるようにし、事業別の行政サービスコストについては、より直接的かつ的確な投入費用の捉え方とし、効果分析を行う(後掲・参考資料3参照)ものとする。
- 各指標の目標値の合理性・実現性については、現行の方針の策定・取組期間(H29～R2)における実績把握の下、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復傾向や行動変容等を事業ごとに整理した上で、各取組事業等により、発現を目指す結果や成果について見込むものとする。

■方針4 各法人の直近の経営状況等の確認と将来見通しの算出

- 各法人の直近の経営状況や資産債務の状況、本市の財政支出等については、H28～R2の5か年の推移を確認するとともに、次期取組期間(R4～7)における経常的・投資的・財務的な動きを踏まえ、将来見通しを算出するものとする。

■方針5 次期取組期間中における目標変更の可能性の確認

- 次期取組期間中における目標変更の可能性については、関連する分野別計画の改定予定や実施する指定管理事業の指定期間の更新等の時期を想定し、各取組事業等の適切な方向付けが困難となる場合には、目標変更を要することをあらかじめ明示する。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料1) 各法人の経営状況等の確認と将来見通しの捉え方〔課題4 関係〕

① 従前の資金計画表が意図していたこと (H22.11_経営改善計画の手引(策定編)より)

- ・ 前回方針策定時に作成した資金計画表は、期間中、各法人において、いつ・いくら・どのような種類のお金が入金になるか、また、どのような内容の支出が、いつ・いくら必要となるかを表にしたもの。
- ・ 資金計画表は、法人の活動を「経常収支」、「投資収支」、「財務収支」の3つに区分して表示。
- ・ 「経常収支」には、収入として事業収入や補助金収入等、支出として事業費、管理費等を計上。また、資金収支が発生しない減価償却費等は控除。
- ・ 「投資収支」には、固定資産の取得や売却に係る収支、定期預金の預入や満期に伴う収支等を計上。
- ・ 「財務収支」には、借入の実行や返済による収支、利息の支払による支出等を計上。

② 取組評価時の財務状況の記載項目との相違

- ・ 上記資金計画表が各年度の資金収支に着目していたのに対し、評価時の財務状況は実際の決算数値を用い、その収益状況、資産債務の状況、市の財政支出、財務指標、法人及び市の評価を総合的に表示したものであり、比較が困難であった。

③ 方針と評価で連動した経営状況把握手法の確立

- ・ 方針策定から取組評価まで連動した経営状況の把握手法とするため、旧「資金計画表」を改め、評価時の財務状況の記載項目を基本に、事業収益や人件費、特定資産、有利子負債等をその他主たる勘定科目として特記する様式とする。

資金計画表 〔平成30年度～令和3年度〕						取組評価時の財務状況の記載項目					
法人名						●法人情報					
(単位:千円)						(1)財務状況					
項目		決算	予算	計画			収支及び財産の状況(単位:千円)				
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和3年度
経常収支	収入						正味財産増減計算書				
	事業収入						(-)一般正味財産増減の部				
	営業債権増加						経常収益				
	補助金収入						経常費用				
	委託費収入						当期経常増減額				
	寄付金収入						当期一般正味財産増減額				
	雑収入						(指定正味財産増減の部)				
	その他収入						当期指定正味財産増減額				
	...						正味財産期末残高				
	経常収入合計	0	0	0	0	0	総資産				
投資収支	支出						貸借対照表				
	事業費						流動資産				
	管理費						固定資産				
	減価償却費(Δ)						総負債				
	貸倒引当金繰入(Δ)						流動負債				
	退職給付引当金繰入(Δ)						固定負債				
	営業債権増加(Δ)						正味財産				
	法人税等支払						一般正味財産				
	...						指定正味財産				
	経常支出合計	0	0	0	0	0	エラーチェック				
経常収支	0	0	0	0	0	本市の財政支出等(単位:千円)					
財務収支	固定資産取得支出						補助金				
	固定資産売却収入						委託料				
	...						指定管理料				
	投資等収支	0	0	0	0	0	貸付金(年度末残高)				
財務収支	借入れによる収入						損失補償・債務保証付債務(年度末残高)				
	借入金償還による支出						出捐金(年度末状況)				
	利息/配当金の支払						(市出捐率)				
	財務収支	0	0	0	0	0	財務に関する指標				
現金預金増加	0	0	0	0	0	流動比率(流動資産/流動負債)					
期首現金預金						正味財産比率(正味財産/総資産)					
期末現金預金	0	0	0	0	0	正味財産利益率(当期正味財産増減額/正味財産)					
						総資産回転率(経常収益/総資産)					
						収益に占める市の財政支出割合((補助金+委託料+指定管理料)/経常収益)					
						法人コメント					
						現状認識		今後の取組の方向性		本市コメント	
										本市が今後法人に期待することなど	

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料2) 業務・組織に関する取組項目への優先的取組の反映イメージ〔方針2関係〕

① 旧経営改善計画での「業務・組織に関する取組」の位置づけ (H22.11_経営改善計画の手引(策定編)より)

- ・旧経営改善計画では、業務・組織に関する取組について、業績目標や「財務の改善」を実行するために、主に業務の見直しの観点と組織・人員の観点から、抜本的な経営改善につながる施策を検討することとしてきた。
- ・具体的には、業務の能率向上、組織体制の見直し、人事給与制度及び研修制度の見直し、適正な業務運営、透明性の高い法人運営などの項目設定と、その指標についても、人事給与制度の改革、人件費比率の低減、正規職員・市派遣職員の削減、事業評価制度の導入、業務・組織の最適化などを参考に計画を策定することとした。

② 「経営改善及び連携・活用に関する指針」上の業務・組織に関する取組

- ・指針上、出資法人が取り組む課題として「経営改善及び連携・活用に関する方針」に基づく取組のほか、効率的・効果的な事業実施、運営体制等の構築・強化、本市に準じた取組の推進、情報公開の推進、監査の実施など(右表大項目)が挙げられている。
- ・そのうち、本市施策推進に向けた取組や経営健全化に向けた取組に当たらないもの、(数値による)毎年度の目標管理に適したものを選択すると右表小項目のとおりとなる。

指針上の取組(大項目)	業務・組織に関する取組(小項目)
効率的・効果的な事業実施	事業の抜本的な見直し、業務プロセスの可視化等
運営体制等の構築・強化	簡素・効率的な運営体制、役職員の選任・採用、役員の報酬、職員の人事・給与制度、職員の人材育成
本市に準じた取組の推進	契約、広報
情報公開の推進	情報開示、インターネットの活用
監査の実施	監査体制の強化、外部監査の実施

③ 上記業務・組織に関する取組の体系からの項目及び指標設定イメージ

- ・次期方針策定においては、旧経営改善計画から「業務」「組織」の観点を踏襲しつつ、指針に掲げられている取組(小項目)を基本に分類分けを行った右表の取組項目及び指標例にならって、各法人において優先的に取り組むべき事項を選定する方法が考えられる。

	取組項目	指標例
業務	事業見直し・業務改善	事業の縮小・廃止、業務フローの作成等
	情報公開	規定資料の開示率、インターネットの活用率等
組織	運営体制	役職員数、プロパー比率、民間出身者比率等
	役員報酬・職員給与体系	業績評価導入状況、勤務形態の弾力化等
	人材育成	役職員の研修参加率、資格取得率等
	監査体制	外部監査の実績数・反映実績等

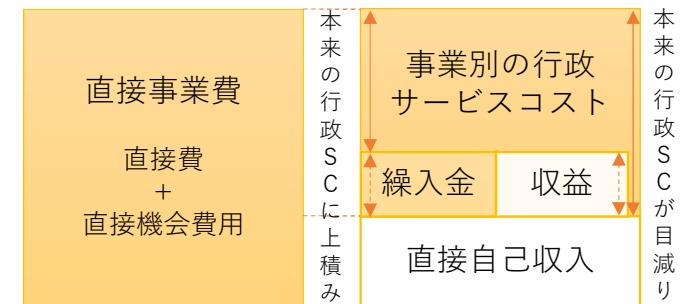
次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料3) 本市施策推進に向けた取組事業における事業別の行政サービスコストの捉え方〔方針3関係〕

① 現行の事業別の行政サービスコストの考え方 (H24.3_経営改善計画の手引(評価編)より)

- ・事業別の行政サービスコストとは、実施している事業単位に着目して算出するもので、各事業の成果に対してどの程度のコストが発生しているかを明らかにするもの。直接事業費から直接自己収入を控除した差額を事業別の行政サービスコストという。
- ・直接事業費は「各事業に直接的に関連づけられるコスト」をいう。財団法人の事業費と管理費・機会費用のうち事業に直接的に関連づけられるもの、株式会社の売上原価・販管費・機会費用等のうち直接的に関連づけられるものが該当。
- ・機会費用とは「団体が市から有利な取扱い(市有財産の減免等)を受けている場合に、そのために住民が負担することとなるコスト」をいう。
- ・直接自己収入は「事業に直接的に関連づけられる自己収入」をいう。この自己収入とは「出資法人が市以外の者から得た収入」のことで、各事業で受益者負担の原則に基づき得た収入や国・県からの補助金収入などが該当。自己収入に該当しないものとしては川崎市からの補助金、受託収入、指定管理料収入、特定預金取崩収入、繰入金収入などが当たる。



② 事業別の行政サービスコストの算定上の課題

- ・事業別の行政サービスコスト = 直接事業費 - 直接自己収入 (前期繰越額や特定資産からの繰入金等は含まれず、逆に収益となるような自己収入は含まれる) であるため、本来の本市の財政支出以上又は以下の値となり、正確に支出額を表せないことがあった。
- ・「各事業に直接的に関連づけられるコストや自己収入」「機会費用」等の考え方が分かりづらいという課題があった。
- ・「各事業に直接的に関連づけられないコストや自己収入」である間接費や間接自己収入が見えづらい仕組みとなっていた。

③ 新たな事業別の行政サービスコストの捉え方

- ・これまでどおり「各事業に直接的に関連づけられるコストや自己収入、繰入金等」を捉えながらも、本市からの補助金、受託収入、指定管理料などの財政支出も直接的に捉えることとする。それによって、本市の財政支出の単純な増減だけでなく、直接事業費に占める本市の財政支出の割合など、本項の主旨である費用対効果や本市への依存度等をよりの確に把握できるようになる。
- ・「各事業に直接的に関連づけられるコスト」には、実際に費用が生じていない機会費用は計算上積み上げないものの、そのあり方は別途適切に加味するものとする。
- ・間接費や間接自己収入の評価については、経営状況の将来見通しと確認を行う中で、一層の効率化や確保を図っていくものとする。

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

2 方針策定の考え方

(参考資料4) 川崎市行財政改革推進委員会の審議結果（方針策定にいただいた主な意見とその対応状況）

開催回数・年月日	主な意見要旨	対応状況
<p>第1回委員会 (2021.5.13)</p>	<p>①指標の確認における総量と差分といった視点について ②法人の業務内容による目標設定等における新型コロナウイルス感染症の影響の類型化について ③経営状況の見通しにおける新型コロナウイルス感染症の影響をどのように適切に補正するかについて ④法人のビジョンと経営状況の見通しをつなげて構想する必要性について ⑤各出資法人の存続意義を定期的に見直す必要性について ⑥目標変更の基準の明確化、透明化の必要について</p>	<p>①方針策定の考え方の対応方針に、<u>指標の検討の視点として総量と差分の考え方を追加</u> ②目標値の設定について、<u>新型コロナウイルス感染症の影響からの回復等を事業ごとに整理することを明確化</u> ③経営状況の見通しについては、直近5か年の推移の確認と次期取組期間における財務的な動きを踏まえる中で、<u>新型コロナウイルス感染症の影響も適切に補正するよう所管局と共有</u> ④経営健全化に向けた取組項目については、各法人の経営状況の見通しを考慮の上、策定することを想定 ⑤法人の役割の確認にあたっては、<u>その存続意義も踏まえて行うことを明示</u> ⑥目標変更の可能性については、<u>関連する分野別計画の改定や指定管理事業の指定期間の更新等の時期を想定</u></p>
<p>第2回委員会 (2021.12.24)</p>	<p>①行政サービスコストや機会費用の考え方への理解について ②各法人の役割の確認における時代の変化への考え方が整理されているかについて（土地開発公社、文化財団等） ③新型コロナウイルス感染症への現状認識と取組の方向性の記載について（国際交流協会等） ④現状値を下回る目標値の設定理由について（国際交流協会等） ⑤産業振興財団の財団全体の収益の目標値の設定根拠について ⑥公害保健センターの業務・組織に関する計画の指標名について ⑦公園緑地協会の収益事業の今後の方向性について ⑧公園緑地協会の存続意義と提供するサービスのあり方の判定時期について ⑨目標変更の可能性の明示と運用について</p>	<p>①本市財政支出を直接的に捉えながらも、<u>直接事業費に占める割合や直接自己収入の獲得、機会費用も別途適切に加味していく必要を改めて周知</u> ②法人の役割の確認にあたっては、<u>社会経済環境や市民ニーズの変化などを踏まえながら、引き続き行っていくことを再確認</u> ③新型コロナウイルス感染症に対する現状認識と取組の方向性の記載が不足している法人については、その内容を追加 ④⑤各事業計画の行動計画に理由の概略と指標一覧の目標値の考え方に理由の詳細を明示 ⑥公害保健センターの業務・組織に関する計画の指標名を修正 ⑦⑧公園緑地協会の存続意義と提供するサービスのあり方、収益事業の今後の方向性については、<u>次期取組期間中に考え方を整理する旨を明示</u> ⑨目標変更については、<u>可能性があるものを予め明示するが、予見しえない場合についても、公平・公正に運用がされるよう留意</u></p>

次期「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する方針案」の策定について

3 方針の策定スケジュール

次期方針の策定スケジュールについては、以下のとおり行財政改革第3期プログラムの策定と連動したものとする。

